

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和 8 年 7 月 7 日

北海道開発局函館開発建設部長 赤川 裕志

函館開発建設部管内道路照明施設整備等

P F I 事業の実施に関する方針

令和 8 年 7 月 2 8 日 訂正版

国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	特定事業の事業内容に関する事項.....	1
2	特定事業の選定方法に関する事項.....	5
第 2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1	事業者の募集及び選定.....	7
2	事業者の選定方法.....	7
3	第二次審査の方法.....	8
4	提出書類の概要.....	9
5	応募者の参加資格要件.....	10
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	27
1	事業者の責任の明確化に関する事項.....	27
2	事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	27
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	30
1	事業対象区域に関する事項.....	30
2	本施設の計画に関する事項.....	30
第 5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	31
1	疑義が生じた場合の措置.....	31
2	管轄裁判所の指定.....	31
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	32
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	32
2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	32
3	融資機関又は融資団と函館開発建設部との協議.....	33
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	34
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	34
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	34
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	34
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	35
1	使用言語	35
2	書類作成に係る費用.....	35
3	実施方針の公表に関する事項.....	35
4	今後のスケジュール.....	36
5	その他	37
別紙 1	事業対象位置図.....	38
別紙 2	道路照明施設一覧.....	39
別紙 3	リスク分担表.....	40

Summary	45
様式 1 実施方針等に関する質問書.....	46
様式 2 実施方針等に関する意見書.....	47

国土交通省北海道開発局函館開発建設部（以下「国土交通省」を「国」、「国土交通省北海道開発局」を「北海道開発局」、「国土交通省北海道開発局函館開発建設部」を「函館開発建設部」という。）は、函館開発建設部管内において国道道路照明施設の設計、施設更新及び施設維持修繕事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業（以下「本事業」という。）として実施することを予定している。

この「函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（令和 8 年 6 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 8 年 6 月 16 日改正）等に基づき、本事業について、必要となる事項を定めたものである。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

（1） 事業名称

函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業

（2） 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道 5 号、一般国道 37 号、一般国道 227 号、一般国道 228 号、
一般国道 229 号、一般国道 230 号、一般国道 277 号、一般国道 278 号、
一般国道 279 号、函館・江差自動車道、函館新道、函館新外環状道路

② 種類

・ 道路附属物（道路照明）

（3） 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 金子 恭之

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 北海道開発局函館開発建設部長 赤川 裕志）

なお、本事業に係る基本協定及び本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）については、函館開発建設部が締結することを予定している。

（4） 事業目的

本事業は、令和 7 年 2 月 18 日に閣議決定された『政府実行計画』における『政府全

体のＬＥＤ照明の導入割合を2030年度までに100％とする』に向けて、函館開発建設部管内の道路照明の未ＬＥＤ化道路照明をＬＥＤ道路照明に施設更新を行うとともに、事業期間中の道路照明の施設維持修繕を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

（５） 特定事業の概要

① 事業概要

本事業は、別紙１「事業対象位置図」に示す事業対象区域に存する道路照明（以下「本施設」という。）のうち、未ＬＥＤ道路照明の新設ＬＥＤ道路照明への更新並びに本施設の維持修繕をＰＦＩ法に基づき実施するものである。

② 特定事業の業務内容

特定事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）が実施する業務は、以下のとおりである。

ア 設計業務

a 道路照明施設設計業務

イ 施設更新業務

a 事前調査業務

b ＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達業務

c ＬＥＤ道路照明灯具への更新業務

d 撤去した既存照明灯具の収集運搬・処分業務

e 道路照明台帳更新業務

f 電気需給契約に関する資料の作成業務

g 所有権移転業務

ウ 工事監理業務

a 工事監理業務

エ 施設維持修繕業務

a 巡回業務

b 道路照明施設維持修繕業務

c 道路照明台帳更新・管理業務

③ 特定事業の対象範囲

特定事業の対象となる範囲は、別紙２「道路照明施設一覧」のとおりであり、各対象道路照明に対する業務区分は下表のとおりである。

対象照明	事業工程 業務区分	灯数 合計9,480灯 ※１	事業期間区分	
			施設更新期間 (事業契約締結～R13年３月末)	施設維持修繕期間 (R13年４月～事業完了)
未ＬＥＤ 道路照明	設計業務 施設更新 業務 工事監理 業務	4,976灯※３	○	—
新設ＬＥＤ 道路照明	施設維持 修繕業務	4,976灯	○	—
既設ＬＥＤ 道路照明		4,504灯※２	○	○

○ : 特定事業が対象とする項目。

() 内 : 函館開発建設部が想定する工程期間

※１ : 令和８年３月31日時点の灯数

※２ : うち、1,022灯（別紙２「道路照明施設一覧」において「R12より」と記載のあるもの）は令和12年４月１日より実施

※３ : 道路照明を設計する予定のトンネル数26施設（3,147灯）。なお、トンネル灯数は設計により変更となる場合がある。

未ＬＥＤ道路照明 :

「本施設」のうち入札公告時点でまだＬＥＤ化されていない道路照明

新設ＬＥＤ道路照明 :

「本事業」の「施設更新業務」によりＬＥＤ化が完了した道路照明

既設ＬＥＤ道路照明 :

「本施設」のうち入札公告時点ですでにＬＥＤ化されている道路照明

(６) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（O (Operate) + B T O (Build—Transfer—Operate) 方式）で実施する。

事業者は、事業対象区域において、事業契約締結後直ちに既設ＬＥＤ道路照明の施設維持修繕業務を行う（O方式）とともに、事業期間中に未ＬＥＤ道路照明を新設Ｌ

E D道路照明に更新する工事を行い、整備完了後に当該新設L E D道路照明の所有権を国に移転する。その後、事業者は、事業期間が満了するまで、本施設の施設維持修繕業務を行う（B T O方式）こととする。

（７） 事業期間

本事業の事業期間は、函館開発建設部と事業者との間で締結する事業契約の締結日から令和23年3月末までの期間（約14年間）とする。

（８） 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結	令和9年3月頃
新設L E D道路照明の完成・引渡し	令和13年3月頃
事業完了	令和23年3月末

（９） 事業者への支払

特定事業を実施する事業者への支払は以下のとおりである。

① 設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に係る対価

函館開発建設部は、未L E D道路照明の設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に係る対価について、施設更新業務期間中、令和9年度から令和12年度末までの間、年度毎の出来高の一部を支払う。ただし、残額分については、新設L E D道路照明全ての国への所有権移転後、令和13年度から令和22年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により年1回支払う。

② 施設維持修繕業務に係る対価

函館開発建設部は、本施設の施設維持修繕業務に係る対価について、事業契約に従い事業契約書に定める額を支払う。

なお、施設維持修繕業務のうち定常的な業務（巡回業務、道路照明台帳更新・管理業務）に係る対価については、事業期間中にわたって均等に支払う予定であり、非定常的な業務（道路照明施設維持修繕業務）に係る対価については、毎年度末における当該年度の実績に基づき設計変更（精算）する予定である。

（１０） 本事業の実施に関する協定等

函館開発建設部は、P F I法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①及び②に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

函館開発建設部は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す予定である。

② 事業契約

函館開発建設部は、基本協定の定めるところにより、事業者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）又は事業者（一定の要件を満たす場合）との間で事業契約を締結する予定である。SPC又は事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）は、入札公告時に示す予定である。

また、一定の要件を満たす場合とは、第2.5（1）③に示す一定の要件を参照すること。

（11） 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

（12） 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の施設維持修繕業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、本施設を業務要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業者は、事業契約期間終了日の約2年前から施設維持修繕業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を函館開発建設部に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

2 特定事業の選定方法に関する事項

（1） 選定基準

函館開発建設部は、PFI法、基本方針及び「VFM（Value for Money）に関するガイドライン」（令和8年6月16日改正）等を踏まえ、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

（2） 評価方法

函館開発建設部は、PFI法、基本方針及び「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」に基づき評価することとし、函館開発建設部自らが本事業を実施した場合と、事業者これらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

（3） 特定事業の選定結果の公表

函館開発建設部は、（2）に基づき本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、函館開発建設部のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定

函館開発建設部は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により選定することを予定している。

本事業は、平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

なお、事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 事業者の選定方法

函館開発建設部は、以下に示す手順により事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

（1） 入札公告

函館開発建設部は、事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、函館開発建設部のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

（2） 質問受付

函館開発建設部は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

（3） 質問回答

函館開発建設部は、質問及び質問に対する回答を函館開発建設部のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

（4） 第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査資料を提出する。

（５） 第一次審査結果の通知

函館開発建設部は、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

（６） 入札書及び第二次審査資料の受付

競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出する。

（７） ヒアリング

函館開発建設部は、入札書及び第二次審査資料を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、第二次審査資料の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。

（８） 事業者の選定

函館開発建設部は、入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる事業者を選定する。

（９） 第二次審査結果の公表

函館開発建設部は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び函館開発建設部のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

３ 第二次審査の方法

（１） 有識者委員会の設置

函館開発建設部は、事業者の選定に当たり、ＰＦＩ法第11条に定める客観的な評価を行うため、学識経験者等の外部委員により構成される「函館開発建設部管内道路照明施設整備等ＰＦＩ事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置し、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、函館開発建設部はその経過及び結果を公表する。

【有識者委員会 委員名簿】

氏名	所属
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院
石田 眞二	北海道科学大学工学部
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科
高橋 翔	北海道大学大学院工学研究院
常見 直史	税理士法人常見会計

（五十音順、敬称略）

(2) 審査の内容

入札参加者から提案された事業計画については、次の①から⑥に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- ① 事業の実施方針及び実施体制
- ② 資金調達及び収支計画
- ③ 設計計画及び施設更新計画
- ④ 施設維持修繕計画
- ⑤ 賃上げの実施
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

(3) 事業者の選定

函館開発建設部は、有識者委員会から報告される調査審議の経過及び結果を踏まえ、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価して事業者を選定する。

4 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

第一次審査資料として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び次の①から⑥に掲げる資料の提出を求めることを予定している。

- ① 事業の実施方針及び実施体制に関する提案
- ② 資金調達及び収支計画に関する提案
- ③ 設計計画及び施設更新計画に関する提案
- ④ 施設維持修繕計画に関する提案
- ⑤ 賃上げの実施に関する資料
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定に関する資料

なお、詳細については、入札公告時に示す。

(2) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他函館開発建設部が本事業に関して必要と認めるときは、函館開発建設部は、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の公表以外について

は使用しない。事業者の選定後、選定に至らなかった応募者の提出書類について返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

函館開発建設部は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については函館開発建設部と各応募者との間で協議する。

5 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、第1. 1(5)②に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。（以下、代表企業には応募企業を含む。）

③ 応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア 会計決算報告において、直近3期が債務超過でないこと。

イ 会計決算報告において、経常収支が3期連続で赤字でないこと。

ウ 3期以上の決算を迎えていること。

④ 上記③SPCの設立において、構成員はSPCに出資すること。

また、SPCへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 構成員は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、函館開発建設部の事前の書面による承諾がある場合を除

き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

- ⑤ S P Cを設立する場合は、構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、S P Cの設立において、S P Cに出資しない企業のことである。
- ⑥ 応募に当たり、構成員又は協力企業それぞれが、第1. 1（5）②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本面又は人事面において関連のある者が工事監理業務と施設更新業務を実施することはできない。また、応募企業の場合は、工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託先については、（5）の要件を満足すること。また、第1. 1（5）②に掲げる業務以外の業務を実施する企業は、実施する業務を明らかにすること。
- ⑦ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、函館開発建設部と協議するものとし、函館開発建設部が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑧ 構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの構成員又は協力企業でないこと。
- ⑨ 構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの構成員又は協力企業でないこと。
- ⑩ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（bにおいて同じ。））と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（bにおいて同じ。））の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を

現に兼ねている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ハ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（２） 応募者共通の参加資格要件

構成員及び協力企業は、次の①から⑩までの要件を満たさなければならない。

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② P F I 法第9条の規定に該当しない者であること。

③ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間において、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- ⑦ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。また、決定を受けていない者も第一次審査資料を提出することはできるが、第二次審査資料提出の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。
- ⑧ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑦の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑨ 本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑩ 有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑪ 上記⑨及び⑩において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、第2.5(1)⑩に同じ。

(3) 設計企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第1.1(5)②アに掲げる設計業務を実施する者は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

- ① 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ② 平成28年度以降公告日までに完了した下記業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、1件以上の実績を有すること。

ア 道路法上の道路における電気設備又は情報通信設備の詳細設計に関する業務

- a 実績としてあげた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成7年4月3日付け北開局工第2号）に基づく業務成績以外の業務はこの限りではない。
- b 令和6年度から令和7年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の業務実績がない場合はこの限りではない。
- c 業務実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所

を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における業務実績をもって判断するものとする。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

③ 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を配置できること。

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、第一次審査資料の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査資料を提出することができるが、この場合、第一次審査資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、第一次審査結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

ア 配置予定技術者の資格等

＜予定管理技術者＞

a 下記のいずれかの資格を有する者

イ) 技術士「総合技術監理部門：電気電子」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

ロ) 技術士「電気電子部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

ハ) 博士（工学）

ニ) 国土交通省登録技術者資格（施設分野：電気施設・通信施設・制御処理システム）（※1）

ホ) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第3条第一号ロ（登録部門「電気電子部門」）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者

※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日国土交通省告示第1107号）第二条第2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいい、本事業においては以下の資格とする。

・RCCM「電気電子部門」の資格を有し、登録証書の交付を受けている者

＜予定照査技術者＞

- a 下記のいずれかの資格を有する者
 - イ) 技術士「総合技術監理部門：電気電子」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ロ) 技術士「電気電子部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ハ) 博士（工学）
 - ニ) 国土交通省登録技術者資格（施設分野：電気施設・通信施設・制御処理システム）（※１）
 - ホ) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第３条第一号ロ（登録部門「電気電子部門」）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者
- ※１ 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日国土交通省告示第1107号）第二条第２項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいい、本事業においては以下の資格とする。
- ・ R C C M「電気電子部門」の資格を有し、登録証書の交付を受けている者

イ 配置予定技術者の設計経験

<予定管理技術者>

- a 下記のいずれかの実績を有する者
 - イ) 平成28年度以降公告日までに、次の要件を満たす業務において１件以上の実績を有する者（ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、管理技術者が途中交代した業務で、業務完了時（完了検査時点）に従事していない管理技術者は実績とみなさない。）。
 - ・ 道路法上の道路における電気設備又は情報通信設備の詳細設計に関する業務
 - ロ) 過去に前項の業務をマネジメントして実務経験を有する者※１。
- ※１ マネジメント実務経験とは、例えば以下に相当する程度の経験をいう。
- ・ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第３条の一に該当する「電気電子部門」の技術管理者
 - ・ 北海道開発局土木設計業務等調査規程（H17. 7. 11付け北開局工管第46-1号）第３条に該当する総括調査員、主任調査員及び地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（H11. 4. 1付け建設省厚契第31号）第６に該当する総括調査員又は主任調査員
 - ・ 事業促進 P P P 業務の管理技術者の立場で、上記業務の指導経験が

あると事業促進PPP業務の発注機関が認めた者

- b 令和4年度から令和7年度に完了した業務について、管理技術者として従事※2した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務成績が60点以上であること。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の業務実績がない場合はこの限りではない。

※2 管理技術者が途中交代した場合は、業務完了時（完了検査時点）に従事している技術者とする。

- c 管理技術者については、一次審査資料提出期限日以前3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係がある者であること。なお、上記イa、イbにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

（４） 施設更新企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第1. 1（5）②イに掲げる施設更新業務を実施する者（以下「施設更新企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たさなければならない。ただし、施設更新業務のうち同イbに掲げるLED道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の⑥の要件を満たせばよいものとする。また、施設更新業務のうち同イgに掲げる所有権移転業務のみを実施する者についてもこの限りでなく、第2. 5（2）応募者共通の参加資格要件を満たせばよいものとする。

- ① 単体として北海道開発局における工事区分「電気」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること、又は経常建設共同企業体として決定を受けていること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。
- ③ 平成23年度以降公告日までに、次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれか1社が次のアの工事を元請として施工した実績を有すること。

ア 電気工事業に関する工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満

のものを除く。

- ④ 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。

ア 単体

令和6年度及び令和7年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和4年度及び令和5年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、令和2年度及び令和3年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ 共同企業体

令和6年度及び令和7年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和4年度及び令和5年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、令和2年度及び令和3年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- ⑤ 次のア及びイに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

更新作業（工事）に係る工事期間中は、次に掲げる基準のいずれかを満たす主任技術者又は監理技術者を当該更新作業（工事）に専任で配置できること。ただし、LED道路照明灯具の工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しない。

なお、事業者は、更新作業（工事）の継続性等において支障がないと認められる場合において、函館開発建設部との協議により主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）

第27条第1項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第3項第1号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の5第1項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

ア 配置予定技術者の資格等

- a 主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者とする。（共同企業体の場合は、全構成員が下記に掲げる基準のいずれかを満たす者を配置することとする。）

- イ）建設業法第7条第2号イ若しくはロに掲げる者。（建設業法第7条第2号イ及びロに掲げる「実務経験」とは電気工事業とするものに限る。）

- ロ）電気工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で建設業法施行規則第1条に規定する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で同条に規定する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者。

- ハ）1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

- ニ）技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。

- ホ）電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し3年以上実務の経験を有する者。

- ヘ）電気事業法による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し5年以上実務の経験を有する者。

- ト）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に規定する建築設備士となった後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し1年以上実務の経験を有する者。

- チ）一般社団法人日本計装工業会の行う一級計装士試験（登録計装試験）に合格した後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者。

リ) 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者。ただし、電気工事業に限る。(旧建設大臣が認定した者を含む。)

ヌ) 主任技術者にあつては、登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者又は登録計装基幹技能者における講習修了証を有する者。ただし、実務経験を有する建設業の種類は、電気工事業とする。

イ 配置予定技術者の工事経験

- a 平成23年度以降公告日までに、次のイ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が次のイ)に掲げる工事の経験を有していればよい。

イ) 電気工事業に係る工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官庁官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- b 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(電気工事業)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。ただし、第一次審査資料の提出時において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の申請手続中である場合は、監理技術者資格者証にあつては申請済みであることが確認できる資料、監理技術者講習修了証にあつては受講証明書の写し等を開札日の前日までに提出すること。
- c 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- d 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付け国総建第155号)、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和5年3月13日付け国不建第601号)、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和6年3月26日付け国不建技第291号)、「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第357号)において定められた在籍出向の要件に適合しない場

合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

- ⑥ 施設更新業務のうち第1. 1 (5) ②イbに掲げるLED道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者は上記の限りでなく、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であればよい。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（北海道開発局開発監理部会計課ほか）にて随時受け付けている。

（５） 工事監理企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第1. 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務を実施する者は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ② 平成28年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、北海道開発局委託業務成績評定要領及び地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木又は電気通信工事を行う公益民間企業（注5）が発注した発注者支援業務（注6）、公物管理補助業務（注7）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務、電気通信設備工事における監理技術者又は主任技術者の業務

（注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独

立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構のほか、独立行政法人環境再生保全機構が行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、独立行政法人環境再生保全機構をいう。

（注2）地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。

（注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

（注4）公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

（注5）大規模な土木工事又は電気通信工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

（注6）発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等に該当する業務をいう。

（注7）公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務等に該当する業務をいう。

③ 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を配置できること。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者として競争参加資格を認めるものとする。

ア 配置予定技術者の資格等

a 下記のいずれかの資格を有する者

イ) 技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）

ロ) 博士（工学）

ハ) 1級電気工事施工管理技士

ニ) 1級電気通信工事施工管理技士

ホ) (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者

ヘ) R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(※1)(技術士(電気電子部門)と同様の部門に限る。)

※1 「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※外国資格を有する技術者(わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定(不動産・建設経済局建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、第一次審査資料の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査資料を提出することができるが、この場合、第一次審査資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、第一次審査結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ 配置予定技術者の業務経験

a 配置予定管理技術者は、平成28年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、北海道開発局委託業務成績評定要領及び地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。)未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成28年度以降公告日までに元請として業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。)。また、発注者として従事した経験も実績として認める。

イ) 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木又は電気通信工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、P F I事業技術アドバイザー業務、電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務、電気通信設備工事における監理技術者又は主任技術者の業務

(6) 施設維持修繕企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第1. 1 (5) ②エに掲げる施設維持修繕業務を実施する者は、次の①から⑤までの要件を満たさなければならない。

- ① 第一次審査資料の提出時において、単体として北海道開発局における工事区分「電気」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

また、経常建設共同企業体として工事区分「電気」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を行い受理されている又は申請を行う予定であること。ただし、開札の時に、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。

なお、資格申請時期によっては開札時に資格決定を受けられない場合があるので注意すること。

- ② 建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。

- ③ 平成23年度以降公告日までに、次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれか1社が次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。

ア 電気工事業に関する工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- ④ 単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。

ア 単体

令和6年度及び令和7年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和4年度及び令和5年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、令和2年度及び令和3年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ 共同企業体

令和6年度及び令和7年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和4年度及び令和5年度に完成した北海道開発局発注工事に

係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、令和2年度及び令和3年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- ⑤ 次のア、イに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ただし、現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

また施設維持修繕業務のうち、道路照明施設維持修繕業務の実施日は、次に掲げる基準のいずれかを満たす主任技術者又は監理技術者を当該現場に配置すること。ただし、道路照明施設維持修繕業務を実施しない日は主任技術者又は監理技術者の専任を要しない。なお、事業者は、道路照明維持修繕業務の継続性等において支障がないと認められる場合において、函館開発建設部との協議により主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第3項第1号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の5第1項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。

なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者としてすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者として競争参加資格を認めるものとする。

ア 配置予定技術者の資格等

- a 主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者とする。

イ) 建設業法第7条第2号イ若しくはロに掲げる者。(建設業法第7条第2号イ及びロに掲げる「実務経験」とは電気工事業とするものに限る。)

ロ) 電気工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で建設業法施行規則第1条に規定する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で同条に規定する学科に合格した後

3年以上実務の経験を有する者。

ハ) 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

ニ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。

ホ) 電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し3年以上実務の経験を有する者。

ヘ) 電気事業法による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し5年以上実務の経験を有する者。

ト) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士となった後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し1年以上実務の経験を有する者。

チ) 一般社団法人日本計装工業会の行う一級計装士試験（登録計装試験）に合格した後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者。

リ) 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者。ただし、電気工事業に限る。（旧建設大臣が認定した者を含む。）

ヌ) 主任技術者にあつては、登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者又は登録計装基幹技能者における講習修了証を有する者。ただし、実務経験を有する建設業の種類は、電気工事業とする。

イ 配置予定技術者の工事経験

- a 平成23年度以降公告日までに、次のイ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が次のイ)に掲げる工事の経験を有していればよい。

イ) 電気工事業に関する工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- b 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。ただし、技術資料提出期限日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の申請手続中である場合は、監理技術者資格者証にあつては申請済みであることが確認

できる資料、監理技術者講習修了証にあつては受講証明書の写し等を開札日の前日までに提出すること。

- c 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- d 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和5年3月13日付け国不建第601号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和6年3月26日付け国不建技第291号）、「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

（7） その他企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第1. 1（5）②特定事業の業務内容に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、第2. 5（2）応募者共通の参加資格要件による。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

函館開発建設部及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指すものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、別紙3「リスク分担表」による。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書（案）に反映する。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

函館開発建設部及び事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、函館開発建設部と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については、別紙3「リスク分担表」によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、函館開発建設部及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

函館開発建設部は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める

金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- ③ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の施設更新業務費に相当する合計額の10分の1以上とする。

（２） 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

函館開発建設部は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者（以下「選定企業」という）との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

函館開発建設部は、本事業の各業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に当該業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべき当該部分に係る対価の減額等を行うことができる。詳細は、入札公告時に示す。

（３） 業務の履行の検査等

① 新設ＬＥＤ道路照明の自主検査及び既済部分検査

事業者は、新設ＬＥＤ道路照明の設置完了の都度、自主検査を行い、照明の所定性能が確保された状態で通電を行うこと。また、事業者は電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続完了後に「自主検査報告書」を作成し函館開発建設部へ１ヶ月分をまとめて提出し確認を受けた後、函館開発建設部は、この新設ＬＥＤ道路照明を部分使用するものとし、同時に施設維持修繕業務へ移行する。

なお、函館開発建設部は、既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設ＬＥＤ道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知を発行し、対価（出来高払い分）を支払う。

② 新設ＬＥＤ道路照明の完工確認検査

函館開発建設部は、未ＬＥＤ道路照明の全てのＬＥＤ化が完了した後に、会計法第29条の11第2項に定められる検査（完工確認検査）を行う。

函館開発建設部は、完工確認検査の結果、新設ＬＥＤ道路照明が事業契約に定め

た条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、対価（割賦払い分）を支払う。

③ 施設維持修繕業務の検査

函館開発建設部は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査（完了検査）を行い、施設維持修繕業務に係る対価を支払う。

ただし、道路照明施設維持修繕業務の検査については、個々の道路照明施設維持修繕業務の完了の都度、段階確認を実施する。施設維持修繕業務の対価については、年度毎に当該年度に実施した全施設維持修繕業務の内容を基に設計変更を行い、当該設計変更金額に合わせて原契約との差額を精算して、各支払期に支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、函館開発建設部は上記（2）②の措置を講ずる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象区域に関する事項

本施設の事業対象区域の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に示す。

所在地：北海道開発局 函館開発建設部 管内 全域

※ 別紙1「事業対象位置図」参照

事業延長：約732.5km

2 本施設の計画に関する事項

本事業の対象とする道路照明は、高圧ナトリウムランプ、低圧ナトリウムランプ、セラミックメタルハライド及びLEDランプで構成され、当該照明ランプを点灯するために必要な灯具、配線、安定器及び自動点滅器等を含むものとし、照明柱等の支持設備は含まない。（別紙2「道路照明施設一覧」参照）

施設維持修繕業務には、既設LED道路照明と更新前の未LED道路照明を対象とする。なお、未LED道路照明に対して、施設更新業務実施前に施設維持修繕業務にて修繕工事を行う場合はLED化を行うものとし、当該修繕工事にてLED化した照明については、施設更新業務が完了したものとみなす。

ただし、未LED道路照明に対して、施設更新業務における更新の実施前に施設維持修繕業務にて修繕工事を行う場合であっても、調達事情等により即時のLED灯具への交換が困難である場合等においては、迅速な路上照度の確保等を目的に、函館開発建設部と協議の上、暫定的にLED灯具以外の灯具と交換することもあり得る。この場合は施設維持修繕業務の対象とする。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

函館開発建設部が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び応募者が提出した第二次審査資料並びに函館開発建設部と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、函館開発建設部と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、函館地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由毎に函館開発建設部又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の実施する業務内容が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、函館開発建設部は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、函館開発建設部は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、函館開発建設部は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により函館開発建設部が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、函館開発建設部は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 函館開発建設部の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 函館開発建設部の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は函館開発建設部に対して損害賠償の請求等を行うことができる。なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、函館開発建設部と事業者が協議して定めるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 函館開発建設部又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、函館開発建設部及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、函館開発建設部が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、函館開発建設部は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。
- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。

- ④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

3 融資機関又は融資団と函館開発建設部との協議

函館開発建設部は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、函館開発建設部は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、函館開発建設部はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

3 その他の措置及び支援に関する事項

函館開発建設部は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、函館開発建設部及び事業者で協議することとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 使用言語

本事業に関して使用する言語は、日本語とする。

2 書類作成に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

3 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局

名称：国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 契約課

住所：〒040-8501 函館市大川町1-27

TEL：0138-42-7532（ダイヤルイン）

Mail：hkd-hk-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

(2) 設計図書等の閲覧

本事業に応募する民間事業者は、以下の資料を閲覧することができる。

資料：

- ・平成25年度

函館道路事務所管内トンネル照明設備更新設計業務

江差道路事務所管内トンネル照明設備更新設計業務

国道229号 せたな町 茂津多トンネル外照明設備更新設計業務

- ・令和4年度

函館開発建設部管内トンネル照明設備外設計業務

- ・令和5年度

函館開発建設部管内トンネル照明設備外設計業務

閲覧場所：国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 閲覧室

閲覧期間：令和8年7月7日（火）から入札公告日の前日までの休日を除く毎日
9時00分から16時00分まで。

問合せ先：事前に希望日について、以下の問合せ先に連絡すること。

国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 技術管理課

住所：〒040-8501 函館市大川町1-27

TEL：0138-42-7685（ダイヤルイン）

Mail：hkd-hk-gikan-1@ki.mlit.go.jp

(3) 実施方針等に関する質問・意見の受付

函館開発建設部は、実施方針等に記載された内容に関する質問・意見を以下のとお

り受け付ける。

受付期間：令和8年7月7日（火）から7月16日（木）正午まで

提出先：第8.3（1）の問合せ先

作成方法：「実施方針等に関する質問書」（様式1）、「実施方針等に関する意見書」（様式2）を用いること。

提出方法：電子メールの添付ファイルとして第8.3（1）の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること。

（４） 実施方針等に関する質問回答

上記（３）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、函館開発建設部ホームページ等において公表する予定である。なお、実施方針等の内容に関する電話での質問受付回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

（５） 意見に対するヒアリング

上記（３）により受け付けた意見のうち、函館開発建設部が必要と判断した意見について当該提出者から直接ヒアリングをする場合がある。

（６） 実施方針の変更

函館開発建設部は、民間事業者からの意見及び提案等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合は、函館開発建設部ホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4 今後のスケジュール

函館開発建設部は、以下の手順・スケジュールにより、事業者を募集及び選定することを予定している。なお、入札公告・入札説明書等の交付以降の具体的な募集及び選定に関する手順・スケジュールは入札公告時に示す。

日程	実施事項
令和8年7月7日	実施方針等の公表
令和8年7月7日	設計図書等の閲覧
令和8年7月7日 ～令和8年7月16日	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和8年7月28日	実施方針等に関する質問回答の公表
令和8年9月頃	入札公告・入札説明書等の交付

日程	実施事項
令和８年９～10月頃	入札説明書等に関する質問の受付（第１回）
令和８年10月頃	入札説明書等に関する質問回答の公表（第１回）
令和８年10月頃	第一次審査資料の受付
令和８年11月頃	第一次審査結果の通知
令和８年11月頃	入札説明書等に関する質問の受付（第２回）
令和８年11月頃	入札説明書等に関する質問回答の公表（第２回）
令和８年12月頃	入札書及び第二次審査資料の受付
令和９年１月頃	事業者の公表

５ その他

（１） 情報公開及び情報提供

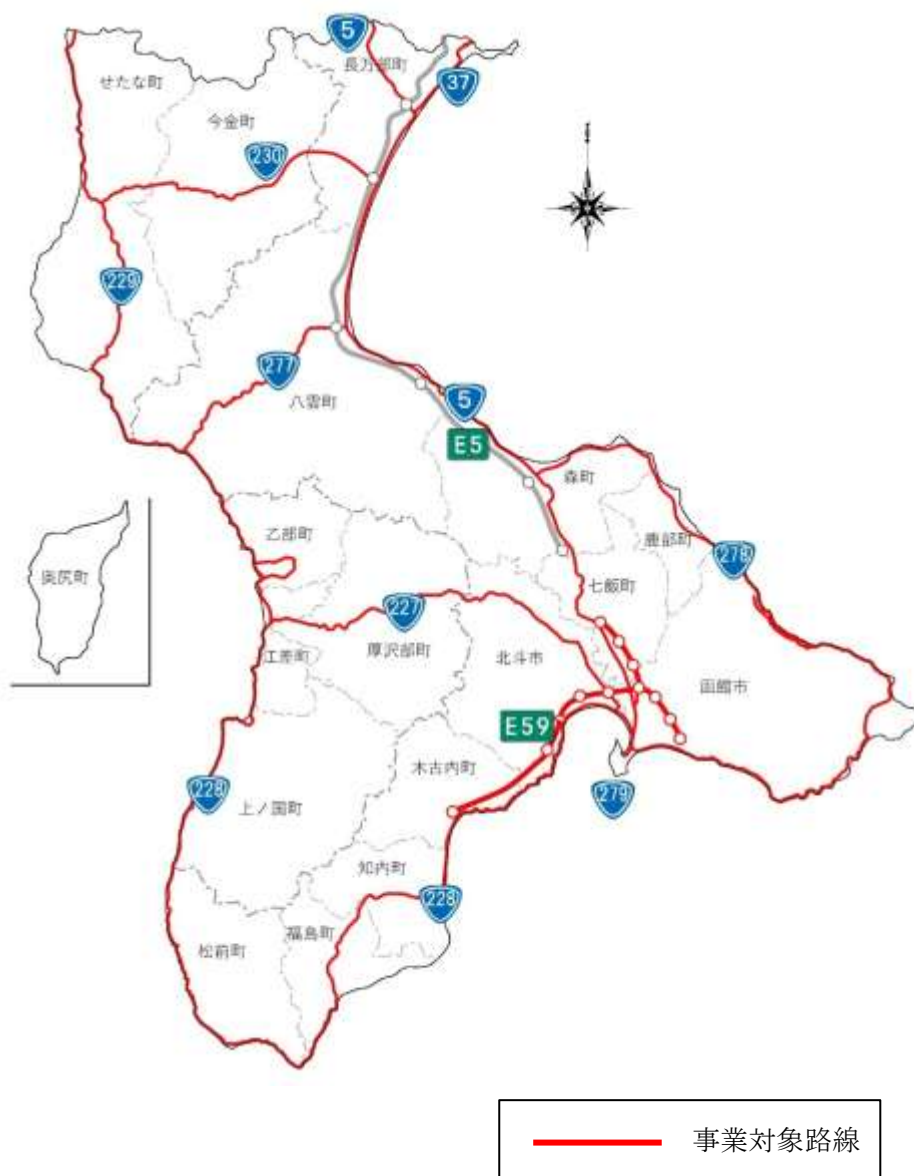
本事業に関する情報提供は、函館開発建設部ホームページを通じて適宜行う。

(<https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/douro/tmsjib00000012f4.html>)

（２） 問合せ先

第８．３（１）に同じ。なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

別紙 1 事業対象位置図



別紙 2 道路照明施設一覧

別ファイルを参照すること。

別紙3 リスク分担表

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払遅延リスク	2	国の支払の遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。ただし、国の事由の責によるものと認められる場合に限る。
		3	事業者の国への支払の遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期(新設LED道路照明の完成引渡より前及び完成・引渡し以降の特定の時期)に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		6	基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	国の関連業務に関するリスク	7	国が道路照明施設に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不適当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		9	消費税又は地方消費税以外で、全ての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		10	本事業又は国が所有する道路付属物の建設、維持管理・運営に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	法令変更リスク	11	本事業に直接影響を及ぼすと認められる法令変更又は新設による増加費用	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		12	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	不可抗力リスク	13	施設更新業務等における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、本施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、設計業務、施設更新業務及び工事監理業務の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。 災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、国が損害合計額を負担するものとする。 数次にわたり不可抗力が発生する場合、施設更新業務期間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		14	施設維持修繕業務等における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、本施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、当該年度の施設維持修繕業務の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	要求水準変更リスク	15	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
		16	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	
	許認可取得遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)		○	ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。
	知的財産権侵害リスク	18	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
	住民運動に関するリスク	20	本事業の実施に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○	△	国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する。
		21	施設更新業務の施工及び施設維持修繕業務等に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用		○	
	臨機の措置に関するリスク	22	災害防止等のための臨機の措置に要した費用(不可抗力に起因する場合を除く)	○	○	各業務費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
設計業務、施設更新業務、工事監理業務	国の貸与資料に関するリスク	23	国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
	調査に関するリスク	24	国による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費	○		
		25	事業者による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○	
	設計変更に関するリスク	26	国の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	○		
		27	事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害		○	
	設計図書の瑕疵リスク	28	国が実施した設計結果の瑕疵による増加費用又は損害	○		
		29	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○	
	環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	
施設更新業務・引渡し	引渡し遅延リスク	31	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○		国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務相当分の対価については支払わない。
		32	事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		○	事業者は国に遅延損害金を支払う。本施設の整備を行う上で避けることのできない事象と国が判断する場合は協議によるものとする。
	工事中止・中断リスク	33	国の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	○		
		34	事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
	第三者への損害リスク	35	施設更新業務の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、大気汚染、地盤沈下、地下水の断絶、水質汚濁等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○	○	設計図書等の内容如何にかかわらず、「未LED道路照明」の整備を行う上で避けることのできないものと国が判断する場合は協議によるものとする。
		36	上記以外で、国の帰責事由により、施設更新業務の施工について第三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補された部分を除く。
		37	その他国の帰責事由以外で、施設更新業務の施工について第三者に及ぼした損害		○	
	部分使用による損害リスク	38	引渡し日前の国の本施設の利用による増加費用又は損害	○		
	契約不適合リスク	39	契約不適合の修補又は損害賠償の請求		○	事業契約に定める契約不適合責任期間は、施設の引渡し後1年とする。なお、施設の契約不適合期間については、事業者が提案する年数(ただし施設の引渡し後最低1年以上)とする。また、当該契約不適合が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合については、民法の定めるところによる。
	物価上昇リスク	40	施設更新業務期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による施設更新業務費等の増加	○	○	特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、設計業務、施設更新業務及び工事監理業務費の変更については協議により決定する。
	事業用地の維持保全リスク	41	施設更新業務期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	
施設維持修繕業務	第三者への損害リスク	42	国の帰責事由により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○		
		43	国の帰責事由以外により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害(不可抗力に起因する場合を除く。)		○	
	国施設の損傷リスク	44	国の帰責事由による国施設の損傷を復旧するための費用	○		
		45	事業者の帰責事由による国施設の損傷を復旧するための費用		○	
		46	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
	施設維持修繕業務等の開始遅延・中止・中断リスク	47	国の帰責事由による施設維持修繕業務等の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による施設維持修繕業務費等の減額		○	
		48	国の帰責事由による施設維持修繕業務等の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断により事業者に生じた増加費用	○	△	増加費用について、当該年度の施設維持修繕業務費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり事案が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。
		49	事業者の帰責事由による施設維持修繕業務等の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による施設維持修繕業務費等の減額		○	
	物価上昇リスク	50	事業期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による施設維持修繕業務費等の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、施設維持修繕業務費等を改定する。
契約終了・解除	原状回復リスク	51	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する施設その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、作業場所を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用		○	
	移行期間保全リスク	52	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用		○	
	契約解除リスク	53	国の帰責事由による契約解除	○		
		54	事業者の帰責事由による契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
		55	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
		56	法令変更に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。

Summary

1. Administrators of public facilities:

Hiroshi Akagawa , Director-General of Hakodate Development and Construction Department,
Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and
Tourism

2. Classification of the service to be produced:

41,42

3. Subject matter of the contract

PFI-based design, construction and maintenance of the Development of Road Lighting
Facilities under the Jurisdiction of Hakodate Development and Construction Department
(O+BTO-scheme)

4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
October 2026 (Details to be announced.)

5. Contact point for the project:

Contract Division, Hakodate Development and Construction Department, Hokkaido Regional
Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

1-27 Okawa-cho, Hakodate shi, Hokkaido 040-8501, Japan

TEL 0138(42)7532

様式 1 実施方針等に関する質問書

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	2	第1	1	(4)	事業目的	
(記載例)	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙3					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。

様式2 実施方針等に関する意見書

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	2	第1	1	(4)	事業目的	
(記載例)	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙3					リスク分担保	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。